

対

・令和6年度に新たに住民税が非課税となる世帯
(令和6年度住民税が非課税の者のみで構成されて
いる世帯)

また、「こども加算」として上記いずれかの給付金の条件に当てはまる世帯で、18歳以下の子どもがいる世帯に対し、子ども1人あたり5万円を後日、加算給付します(手続き不要。ただし、18歳以下の子どもが別世帯にいる場合や、基準日以降に出生した新生児に対する給付は、申請が必要)。

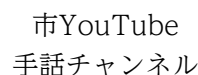
ハガキが送付される世帯…7月上旬に発送します。記載されている口座情報を確認し、変更がある場合は期日までにご連絡ください。

※該当と思われる世帯で通知が届かない場合、本人からの申請が必要となることがあります。また、令和6年1月2日以降に安中市へ転入した人、もしくは未申告の人がいる世帯は、課税情報がなく通知を出せないで必ず本人からの申請が必要です。詳しくは下記に問い合わせいただくか、市HPをご覧ください

問 困福祉課社会福祉係(☎内線1152) 問 住民福祉課福祉子ども係(☎内線2154)

VOL.27—

両手を開き、手のひらを自分
の方に向け、少しずつした状態
から交互に1回ずつ上下させま
す。



- ・令和5年度住民税が非課税だった世帯
- ・令和5年度住民税所得割が非課税だった世帯
- ・住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯
- ・世帯の中に1人以上令和6年度住民税所得割が課税されている者がいる世帯

支給金額 1世帯あたり10万円(1回限り)

申請期限 令和6年10月31日(木)

※当日消印有効



詳しくはこちら

日日程 **時**時間 **期**期間 **場**会場・場所 **対**対象・資格 **内**内容 **定**定員 **¥**料金・費用 **持**持参物 **締**締切
応応募・申込方法 **申**申込み先 **問**問合せ先 **電**電話 **FAX**FAX **e**電子メール **HP**ホームページ **他**その他